

- (1) 屋根の雪下ろしは、原則として**夜間作業を禁止**し、**2人以上で行わせる**こと。作業者に**保護帽（墜落事故防止用のもの）**を着用させるとともに、高さ2 m以上の墜落危険箇所での作業では、**墜落制止用器具**を取り付けるための設備（アンカー、親綱等）を設け、墜落制止用器具を確実に着用させる等の措置を講じること。
- (2) 屋根の材質が、スレート、アクリル板等で**踏み抜きの危険がある場合**は、**歩み板**を設ける、**防網**を張る等により墜落防止措置を講じること。この場合、あらかじめ作業場の積雪の状態、建物の構造（屋根の材質、勾配の滑り止めの有無等）の状況を確認し、滑りにくい靴底の長靴を着用する等、適切な作業手順を決めておくこと。なお、**指揮者を選任し、これらの事前調査や現場の管理**を行わせることが望ましい。
- (3) 昇降はしごは、十分な長さのものを使用し、必ず**転位防止措置**を講じること。
- (4) **事前に軒下から雪庇の状態を確認**するとともに、雪庇を落下させる等、適切な措置を実施した上で作業するよう徹底すること。また、事前落下式屋根の軒下での作業等、軒先から落雪のおそれがある場合は、軒下に囲いや表示で立入禁止措置を講じるとともに、**屋根上と軒下での上下同時作業は原則として禁止**すること。
- (5) 近くの河川、側溝、路肩、雪に埋もれた構造物等の位置をあらかじめ確認し、標識を立てる等の転落防止措置を講じること。特に、除雪に車両系建設機械（除雪車）などを用いる場合には、事前に周囲の地形や建築物、雪に埋もれた構造物等の情報を入手し、その結果を踏まえた作業計画を作成し、関係者に周知すること。また、車両系建設機械は、有資格の、技能に習熟した者に運転させること。
- (6) 除雪機等の回転部分の点検や、障害物や圧雪等が詰まった場合の確認は、**エンジンを停止し、回転が完全に止まったことを確認**してから行うこと。
- (7) 除雪車等への巻き込まれ災害を防止するため、運転時の周囲の確認、作業範囲への立入禁止措置を徹底すること。特に、建設業の元方事業者等は、関係請負人等（交通整理の警備員等の配置を行う者等）とあらかじめ十分な連絡調整を行うこと。

<服装・装備の例>



<墜落防止措置の例>

